

地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業

契約書

重要事項説明書

個人情報利用に関する同意書

たけし株式会社
デイサービス ようなるデイ

デイサービスようなるディ 地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業 利用契約書

ご利用者_____を甲とし、

事業者_____たけし株式会社_____を乙とし、

下記のとおり地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護又は
介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業利用契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、家庭的な環境のもとで、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業（以下「地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護等」という）によるサービスを提供し、甲は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間と更新)

1 この利用契約の契約期間は、

令和 年 月 日～令和 年 月 日

とします。

但し、契約期間満了日以前に甲が要介護（又は要支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護（又は要支援）認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の15日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

第3条（地域密着型通所介護計画・指定介護予防通所介護計画等の決定・変更）

- 1 乙は、甲に係る居宅サービス計画及び介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「ケアプラン」という）が作成されている場合には、それに沿って甲の地域密着型通所介護計画・指定介護予防通所計画等（以下「通所介護計画等」という）を作成するものとします。
- 2 乙は、甲に係るケアプランが作成されていない場合でも、通所介護計画等の作成をおこないます。

その場合に、乙は甲に対して居宅介護支援事業者を紹介する等、ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 乙は、通所介護計画等について、甲及びその家族等に対して説明し同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 乙は、甲に係るケアプランが変更された場合、もしくは甲及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果通所介護計画等の変更の必要があると認められた場合には甲及びその家族等と協議して通所介護計画等を変更するものとします。
- 5 乙は、通所介護計画等を変更した場合には、甲に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。

第4条（介護サービスの内容及びその提供）

- 1 乙は、前条により作成される通所介護計画等に基づき本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供し、本条第3項のサービスの提供にあたっては、甲及びその家族に対し、同サービスの内容の説明をし、同意を得ます。

なお、各種サービスの内容は「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 甲は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。
 - ①生活指導（相談・援助等）
 - ②機能訓練
 - ③健康チェック
 - ④送迎
- 3 甲は、介護保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。
 - ①食事の提供
 - ②紙パンツ等の提供
 - ③レクリエーション

（利用者の希望によりレクリエーション活動に参加いただくことができます。それにかかる材料費等は自己負担となります。）
- 4 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲及びその家族に対し各種サービスの提供方法等について説明をします。

第5条 (相談及び援助)

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、甲及び甲に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第6条 (利用料の支払い)

- 1 甲は乙に対し、通所介護計画等に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が乙に支払うべきサービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町より支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町より支払いを受けます（以下法定代理受領サービスという）。
- 3 乙は、甲に対し、翌月15日までに、利用料等の請求書を送付します。請求書には、甲が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。
- 4 甲は乙に対し、利用料等を、乙の指定する方法により支払います。
- 5 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。領収証には、乙が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

第7条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 甲は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、甲はサービス実施日の前日までに乙に申し出るものとします。
- 2 甲が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を乙にお支払いいただく場合があります。但し甲の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 乙は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で甲の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条 (契約の終了)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 要介護の認定更新において、甲が自立と認定された場合
- 2 甲が死亡した場合
- 3 乙が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 4 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

- 5 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は事業の廃止をした場合
- 6 甲が長期入院（3ヶ月以上）又は、介護施設へ入所された場合
- 7 第9条、第10条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第9条 （甲の契約解除）

甲は乙に対し、いつでも1週間の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第10条 （乙の契約解除）

乙は甲に対し、次の各号に該当する場合においては、1週間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- 1 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納し、さらに支払の督促から7日以内に支払がない場合
- 2 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 3 甲が、故意又は重大な過失により甲又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第11条 （損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- 2 乙は、万が一の事故発生に供えて、介護事業者賠償責任保険に加入しています。

第12条 （緊急時の対応）

乙は、甲が病気またはけがにより診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、甲の主治医において速やかに必要な治療等が受けられるよう必要な措置をします。

第13条 （秘密保持）

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供に際して知り得た甲又は甲の家族等の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た甲又は甲の家族等の秘密を正当な理由なくもらすことがないよう配慮します。

3 乙は、甲に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得たうえで、甲又は甲の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第14条 (相談・苦情対応)

- 1 甲又は甲の家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の事業所苦情相談窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 甲は、介護保険法令に従い、市町及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もしません。

第15条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、松山地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第16条 (契約の定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、甲、乙及び甲の家族等が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書二通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その一通を保有します。

令和 年 月 日

| | | | |
|-------------|--|-------|--|
| ご利用者 (甲) | 私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約の定めるところに従い、貴事業所（デイサービスようなるデイ）において、各種サービスを利用することを申し込みます。 | | |
| | 住 所 | | |
| | 氏 名 | 印 | |
| | 電話番号 | F A X | |

| | | | |
|-------|---|-------|----|
| 署名代理人 | 私は、下記の理由により、利用者に代わって上記署名を行いました。 理由（ ） 私は、甲の契約意思を確認しました。 | | |
| | 住 所 | | |
| | 氏 名 | 印 | 続柄 |
| | 電話番号 | F A X | |

| | | | |
|------------|---|---------------------|--------------------|
| 事業者 (乙) | 当事業者は、甲の申込みを受諾し、この契約に定める各種サービスの提供を、誠実に責任をもって行います。 | | |
| | 所 在 地 | 愛媛県八幡浜市大平1番耕地774番地7 | |
| | 名 称 | たけし株式会社 | |
| | 代表者名 | 代表取締役 宮本 武 | 印 |
| | 電話番号 | 0894-24-6032 | F A X 0894-27-9032 |